

契約保養所を ご利用ください!

補助金対象!
全国各地よりお選び
いただけます!

当組合では、「割引契約保養施設」「公的契約保養施設」「契約オートキャンプ場」の3種類を契約保養所(補助金対象施設)とし各施設と契約しています。利用料金が補助金額を超える場合に対象となります。年度内5泊が限度です。ぜひご利用ください。

対象施設

当組合ホームページよりご覧ください

- (ア) 割引契約保養施設: 全国100施設(増設予定あり。P8参照)
- (イ) 公的契約保養施設: グリーンピア4施設・船員保険会4施設
- (ウ) 契約オートキャンプ場: 関東・関西中心39施設(増設予定あり。P8参照)
(令和2年2月末現在)

補助金額

- (ア) 割引契約保養施設 組合員1人1泊 3,000円
- (イ) 公的契約保養施設 組合員1人1泊 2,000円
- (ウ) 契約オートキャンプ場 1サイトまたは1コテージにつき1泊3,000円
(日帰り利用は補助金対象外)

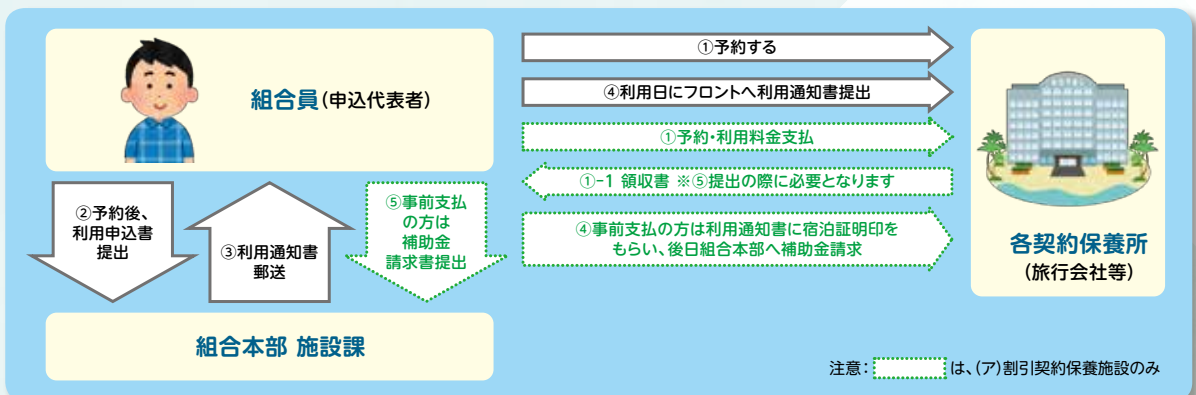
利用方法《(ア)(イ)(ウ)共通》

- ① 予約はご利用の施設へ直接お願いします。
 - ・ 予約の際は、東京実業健康保険組合の組合員である旨と申込代表者名および利用人数をお申し出ください。
 - ・ 利用料金が補助金額を超えた場合に限り対象となりますので、利用料金を必ずご確認ください。
 - ② 予約が済みましたら、専用の申込書に必要事項を記入のうえ、利用日の10日前までに組合本部施設課へFAXまたは郵送してください。
 - ③ 組合員の資格および申込内容を確認後、組合承認印を押印した利用通知書(以下「利用通知書」という。)を郵送します。
 - ④ 利用日に利用通知書を現地フロントへ提出してください。利用料金から利用通知書に記載された補助金額を差引いた料金でご利用いただけます。
- ※ (ア) 割引契約保養施設では、利用料金を事前に支払う場合も対象となります。
旅行会社のツアーやインターネット予約等で事前に利用料を支払い利用する場合は、利用日に利用通知書を現地フロントへ提示し宿泊施設証明欄に宿泊証明印を受けてください。利用(宿泊)後、利用通知書と一緒に郵送された補助金請求書に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に組合本部施設課へ郵送してください。内容確認後、指定口座へ補助金を振込みます。

添付書類

宿泊証明印を受けた利用通知書(原本)

利用料金の領収書(写)



注意: [] は、(ア)割引契約保養施設のみ

注意事項《(ア)(イ)(ウ)共通》

- ・ キャンセルや変更(メンバー・人数)等につきましては、利用施設および組合本部施設課へご連絡のうえ、交付済みの利用通知書を組合本部施設課へご返却ください。変更等の場合は利用通知書の再発行が必要となります。
- ・ 利用後の申請は補助金の対象になりませんので、該当施設へご利用前にお申込みください。
- ・ 施設によっては申込方法や利用日により、補助金対象にならない場合もありますので予約の際にご確認ください。

問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 施設課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

